

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：洪水浸水想定区域図)

三重県の宮川水系宮川洪水浸水想定区域図によると、大台町商工会が立地する三瀬谷地域においては、5mを超える浸水が予想されるエリアも存在するが、商業エリアに影響を及ぼす恐れはない。

(土砂災害：土砂災害情報マップ)

大台町の土砂災害情報マップによると、町全域にわたり、土砂災害の恐れがあるエリアとなっており、大台町商工会が立地する三瀬谷地域においても、特別警戒区域や警戒区域が点在している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 73.4% 以上の確率で発生すると言われている。

※6 弱以上だと 50.9%の確率

(その他)

大台町内の宮川流域では、平成 16 年の台風第 21 号において、大雨、土砂災害等、旧宮川村地域の広い範囲で人的被害、住宅被害などの甚大な被害を及ぼした。

一方で、大台町商工会が立地する旧大台町三瀬谷地域では、商業エリアも含め大きな被害はなかった。

また、大台町は年間降水量 3,000mm、上流域では年間 5,000mm にも達することがあり、日本有数の多雨地帯です。

(2) 商工業者の状況（令和 6 年 9 月 30 日現在）

- ・ 商工業者等数 498 事業所
- ・ 内 小規模事業者数 456 事業所

(3) これまでの取組

1) 大台町の取組

- ・ 大台町防災会議を設置（平成 18 年 1 月）し、大台町地域防災計画を策定した。
- ・ 防災訓練の実施、防災備品の備蓄

2) 大台町商工会の取組

- ・ 大台町防災会議の構成員となり、大台町の防災に取り組む。
- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 三重県中小企業共済協同組合と連携した共済への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 大台町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、大台町商工会と大台町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・大台町商工会と大台町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・大台町地域防災計画について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 大台町商工会の事業継続計画の作成

- ・大台町商工会は、事業継続計画を作成する。（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・三重県中小企業共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・大台町事業継続力強化支援協議会を大台町商工会と大台町が構成し、協議会を定期的で開催し、地域の状況確認や取組方法の改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、大台町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否確認を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を大台町商工会と大台町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・大台町商工会と大台町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

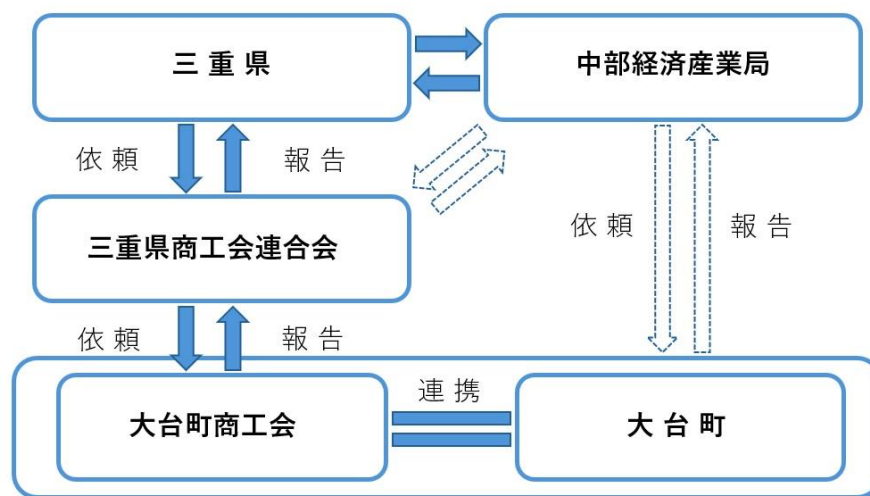
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、大台町商工会と大台町は 以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回 共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回 共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回 共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回 共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・大台町商工会と大台町は 被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・大台町商工会と大台町が共有した情報を、三重県商工会連合会を通じて三重県の商工担当部署へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・三重県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ（様式第3）を参照）。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、大台町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、大台町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

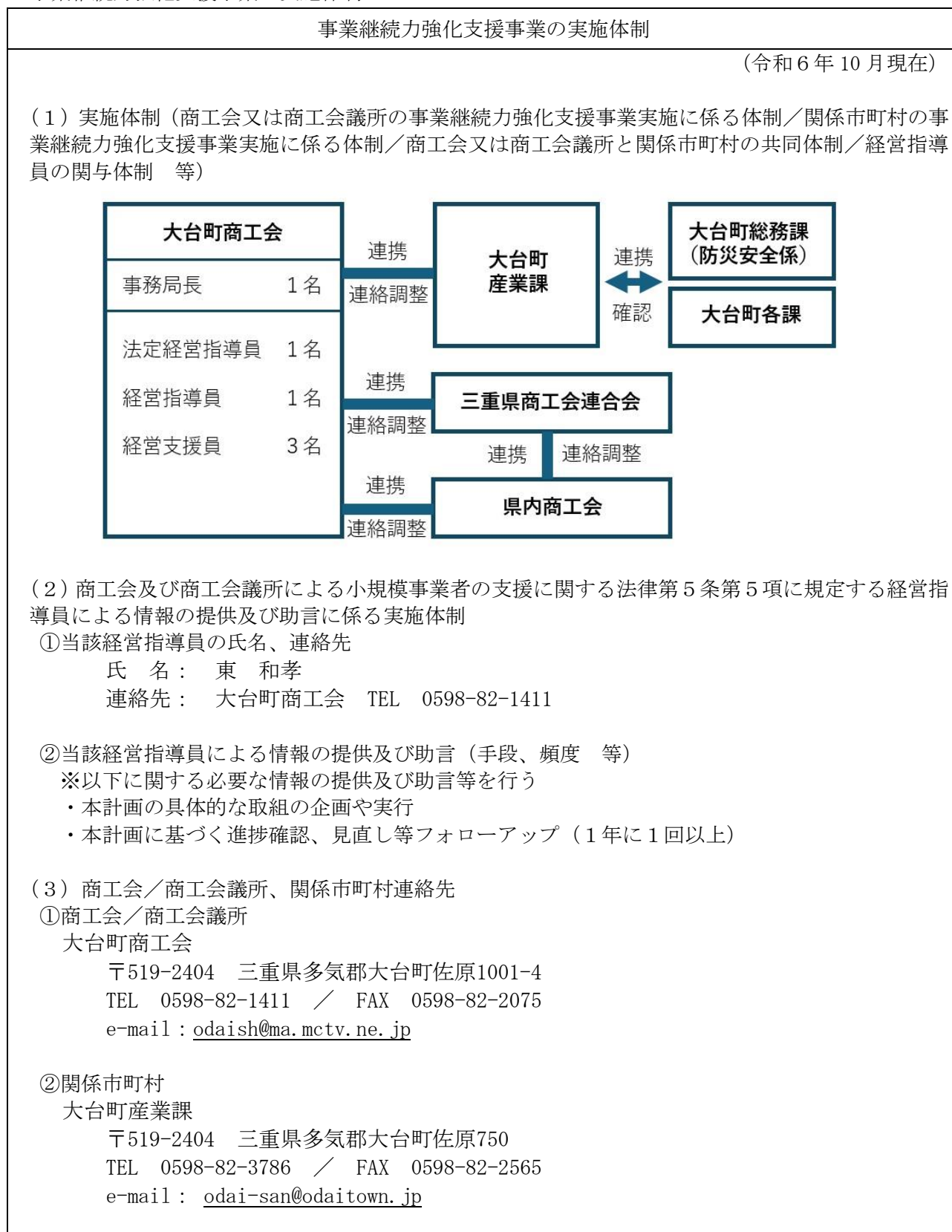
- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、大台町、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会の職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-225-3161 / FAX 059-225-2349

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	0	0	0	0	0
協議会運営費	0	0	0	0	0
セミナー開催費	200	200	200	200	200
案内作成費	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大台町補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容 1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割 ・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等 <pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[大台町商工会] B -- "協力・支援" --> C[地域小規模事業者] A -- "協力・支援" --> C </pre>